

専門実践教育訓練給付制度

厚生労働大臣指定講座

厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合に、本人が修了までに支払った学費の **50%（年間上限 40 万円）** が給付されます。

＋ 給付対象の方 ＋

- ・ はじめて受給される場合
受講開始日までに通算して **2 年以上の雇用保険の被保険者期間** を有している方
- ・ 2 回目以降に受給される場合
前回の受給から **3 年以上雇用保険被保険者期間** を有している方

＋ 給付金申請の手続き（ハローワークにて） ＋

専門実践教育訓練給付金

- ① 訓練前キャリアコンサルティングの実施
- ② ジョブカードの交付
- ③ 受給資格確認票等の提出
- ④ 6 ヶ月ごとに支給申請

①～③は受講開始日の1ヶ月前までに終了すること

教育訓練支援給付金

- ① 左の給付金の受給資格のある方
- ② 離職後 1 年以内に受講開始の方
- ③ 45 歳未満の離職者の方

受給例

離職前給与が 20 万で
基本手当が 16 万の場合

入学～卒業までの総支出額約 300 万円のうち

最大給付金額 (TDHの場合)

約 165 万円

月額給付金額

12.8 万円

※あくまでも一例であり、給付条件は人により異なりますので、ハローワークにてご確認ください。

返 還 不 要

ハローワークから給付

TDH3 年間
給付例

1 年次
40 万円

+

2 年次
約 35 万円

+

3 年次
約 36 万円

+

卒業後、資格取得 + 就職
約 54 万円